

第 48 回委員会  
資料第 3 号

正力 大臣 車 中 談 話 要

一 (実施段階に入った原子力行政の基本方針如何、原子力基本法にもられた精神は不変であるが急速に発展する海外の情勢を考慮し、国際協力態勢を強化しつつ、我国独自の構想のもとに開発をすゝめたい。そのため来年度に於ては長期基本計画の線に沿ひつつ、次の点を特に留意致したい。

(一) 国連原子力管理機構、アジア原子力センター等、国際原子力機構の確立、発展に協力する。

(二) 科学者、技術者の養成に特別の力を尽す。このため海外留学生の派遣原子力研究所による実施訓練等の外、特に文部省と連繫の上、大学等に於ける科学教育の充実をみる。

(三) ウォーターボイラー型原子炉並びに G.P.I. 型原子炉の運転開始に伴ひ、具体的な実証研究の実践期に入る。之が成果を活用し、その後の国産実験炉の建設に備へると共に動力炉の輸入、並びにこれに必要な動力協定等の実現に努力する。

(四) 核燃料管理等に関する海外の諸情勢が、遂次判明するにつれ、核燃料対策の重要性が、一般と認識されるので、わが国にもつとも適合した核燃料の需給対策を速やかに確立するようにする。

(五) アイソトープ、高エネルギー放射線の利用研究を一層促進し吾国に於ける工農学医療等の革新的発展に資したい。

二 (米) 国は動力炉についての秘密を大中に解除したが、どう対処するか。米政府の好意並びに国会議員諸君の御努力により、動力炉輸入について秘密が大中に解除される見透しのついたことは御同慶に耐へない。吾国エネルギー経済の緊迫せる状況に想を致し且つは又米政府の好意にも応へるべく目下具体的に対処方を検討中である。

三 (英) 国及び米(米) 国との動力(燃料)協定は何時頃になるか、又実際に炉を運転する時期、英国に派遣した調査団の成果を充分検討した上、出来る丈速急に協定の態度を決定したい。その決定如何によつては対英動力協定締結の必要も生ずるわけであるがその場合には態度決定後余り長い月日は要しないものと思れ又実際に炉を運転する時期は、協定の締結後になるであろう。米(米) 国との動力協定の問題は前述(二)項の通りである。

四 (日米) 濃縮ウラン貸与協定改訂の見透し、及び国内資源開発をふくむ燃料対策如何、現在の協定に定められた濃縮ウランの量によつて、ウォーターボイラー型原子炉及び、O.P.I. 型原子炉までは、まかなへる予定であるが、将来濃縮ウランを用いる実験用原子炉が大学等に設置されることになれば、六キログラムでは不足となるであろうし又貸与型式の協定

c111-022-004

を買取形式にかえる等の問題もあるので、近い時期に改訂を考慮いたし  
たい。この場合には、国連原子力管理機構の進展ともならみあわせて  
対処すべきである。又、燃料対策については、前にものべた様に非常  
に重要な問題であるので、極力国内資源の開発に力をつくし、需給対勢  
の確立に努力する。このため、地質調査所において行つてゐるウラン、  
トリウム資源の概査を強力に実施すると共にこれによつて発見された  
有望地点については原子燃料公社が、その精査を行つて開発の促進を計  
るところとし、更に燃料公社には、製錬設備を設け、開発された国産鉱石  
の製錬をおこなふことによつて燃料要素のすみやかなる生産を計りたい。  
この際小鴨、三吉地区にウラン資源に就いての有望な地点が発見され、  
いよいよ、大規模な探鉱が開始されるにいたつたことは邦家のためまこ  
とに意義深いことである。

湯川委員辞任問題をふくめて、委員会改組の構想ありや、ありとすれば  
その時期、現在その様な問題は全然ない。湯川委員は引つゞき原子力委  
員として、活躍されることを確信している。  
また、来年度は現在の原子力委員五名中常勤委員を一名増加して三名と  
し一段と繁忙を加へつゝある委員会の活動を更に充実することを考慮し

てゐる。